

宮崎県警察官の催涙スプレーの使用及び取扱要綱の制定について（例規通達）

平成17年8月17日

例規第22号

本例規通達は、宮崎県警察官の催涙スプレーの適正な使用及び取扱いを期するため、「宮崎県警察官の催涙スプレーの使用及び取扱要綱」を定めたものである。

本例規通達で定められた要綱の主な内容は、

- 催涙スプレーの使用
- 使用時の留意事項
- 管理体制

等である。